

第 26 回 国立環境研究所琵琶湖分室セミナー

「江戸・明治期における琵琶湖の水辺と水害」

日時：2019 年 7 月 11 日（木）15：00-16：00

セミナー講師：東 幸代（滋賀県立大学 人間文化学部）

琵琶湖の水位が洗堰で管理される明治期以前、琵琶湖の水位変動幅は大きく、水域環境と陸域環境との境界周辺の移行的な空間である水陸移行帯（内湖・湿地・水田を含む）が広く存在した。江戸・明治期に湖岸で生きた人々にとって、こうした水陸移行帯は重要な生業の場であり、その存在を前提に暮らしをなっていた。しかし、特に江戸時代には、支配者層によって琵琶湖の埋め立てによる耕地化が構想されるなど、移行帯ならではの相克もみられる。また、水位変動による水害に直面することもままあった。本発表では、琵琶湖にかかわる人々が、水辺をどのように管理し、利用したのかという側面や、想定外の水位上昇がもたらした水害や、水位低下をともなう耕地開発問題にどのように対応したのかについて、紹介する。

江戸・明治期における琵琶湖の水 辺と水害

2019年7月11日
於：国立環境学研究所 琵琶湖分室
滋賀県立大学 東 幸代

はじめにー自己紹介

- ①江戸時代の丹後(京都府北部)漁業史
- ②江戸時代の琵琶湖
船の支配
湖上の物流
水辺の土地支配
水鳥猟
ヨシ生産・流通
- ③江戸時代の地震 など

本日の話題

- 南郷洗堰設置以前の琵琶湖の水辺について
- 特に、江戸時代について(時間の都合)

ねらい①

湖岸の人々にとっての水辺の価値

ねらい②

支配者(幕藩領主)にとっての水辺の価値

南郷洗堰以前の 状況

明治29年
(1896)水害



1. 湖岸の人々にとっての水辺

暮らしの場としての琵琶湖

- 湖水：漁業
舟運（物資・人）



- 水辺：漁業・水鳥猟・ヨシ刈・藻採・耕作



→ 色々な生業が複合的に営まれる

関係地

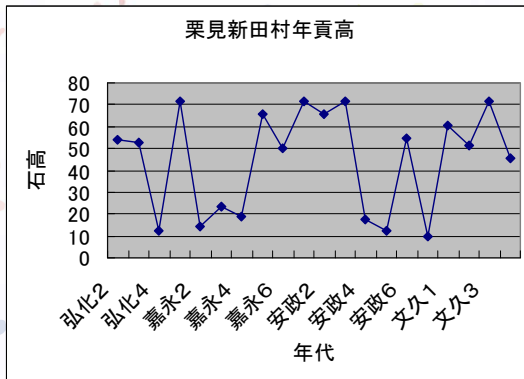


江戸時代の水辺

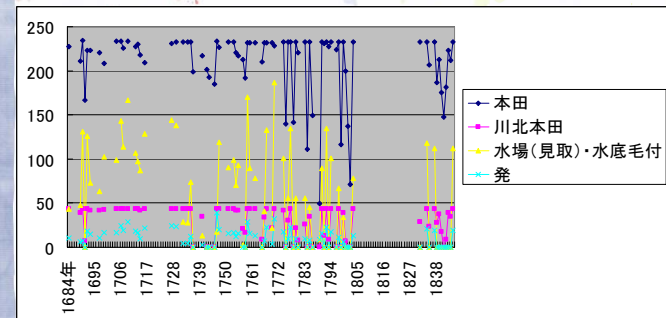
- 水位変動
- ① 南湖：2,3年に一度水位+1.5m以上に
- ② 北湖：享保4年(1719)：3,40年以前より湖水面の水嵩が8尺余(約250cm)増加
(苗村家文書：近江八幡)
- ③ 北湖：寛保3年(1743)：1年のうち、満水時と渴水時には約150cmの水位差がある
(菅浦文書)

→ 経年水位変動、年間水位変動が大きい

年貢高の不安定性①栗見新田村



年貢高の不安定性②針江村



下物村の水辺利用(天保年間: 1830~44年)

- ①湖中からごみをとって本田の地上げを行う
- ②藻草を本田のこやしに使用する
- ③ヨシを屋根・エリの簀・薪に使用する
- ④真菰を牛馬の飼料に使用する
- ⑤エリ漁で渡世を送る

水位変動(水害)への対応

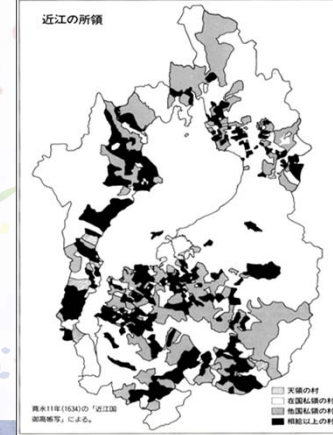
- 水位変動が前提
- 個別領主に年貢減免を申請
- 水位が高い年は漁業、低い年は稲を植える村も
- 1750年代後半など、ひどい時期は江戸幕府に瀬田川の川浚えを請願

藤本太郎兵衛さん(高島市) →



2. 支配者(領主)にとっての水辺

個別領主の水害への対応



下物村の年貢

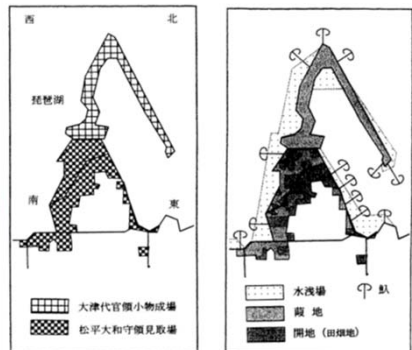


図2 下物村地先貢之助請負場所
出典：『本田新田地引絵図』

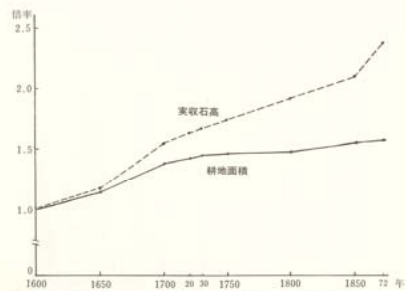
図3 下物村地先貢之助請負場所地目
出典：『江州東太郎下物村地引絵図』
『本田新田地引絵図』

江戸幕府：水害対策と新田開発



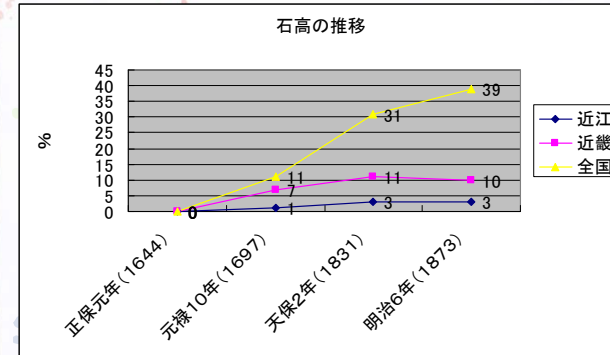
排水が重要

耕地面積・石高の推移



1600年を1とした場合の全国の耕地面積および実収石高の推移 17世紀後半から両者の数値が乖離しはじめ、18世紀に入ると、その差がますます拡大する。単位面積当たりの実収石高の増加が見てとれる。
 (『日本経済史』1 『経済社会の成立』岩波書店、1988、表1-1より作成)

石高推移の全国比較



期待される琵琶湖

● 本多利明 (江戸後期の政治経済論者)

『経世秘策』

(国を経営し富ますための秘訣となる政策)

…琵琶湖は大雨のたびに周囲に水があふれ、田畑が水腐する。鹿跳にある岩盤を火薬を使って割ったならば、河道が通じ、川船による運送が活発化する。田畑の水腐もなくなる。そのうえ、**周囲に新田畑ができ、数十万石の郷村ができる。**これは「衰えし世の一助」となる(話者意識)。

湖岸新田開発計画

瀬田川浚いが前提

(湖岸の人々は利水、幕府は開発)



- 享保年間・徳川吉宗 (1716～36年) ×
- 天明年間・田沼意次 (1781～89年) ×
- 寛政年間・松平定信 (1789～1801年) ×
- 天保年間 (1830～44年) △「大久保新田」

享保年間(1716~36年)の反論

- 彦根藩: 水位低下によって彦根城の入江や堀が機能しなくなる
- 躰光寺村:
 - ①「入江の海(=内湖)」より川筋までの藻草をとって田畑の肥料にしているが、その肥料がとれなくなる。また、この川筋を年貢米の運搬用に用いていたが、それも不都合になる。
 - ②「入江海より二輪目」であるため、水が引いても新田はまったくできない。
 - ③小物成米の賦課対象となっている漁がでぎず、葭がとれなくなり、百姓が迷惑する

本日のまとめ

ねらい①

湖岸の人々にとっての水辺の価値
→ 色々な生業が複合的に営まれる場

ねらい②

支配者(幕藩領主)にとっての水辺の価値
→ 個別領主にとっては年貢徴収の場
→ 江戸幕府にとっては耕地転換の有力地
生業の論理と開発の論理が対抗

主要参考文献

- 『敦賀市史 通史編 上巻』(敦賀市、1985年)
- 杉江進「田沼政権と琵琶湖の新田開発計画」(『大津市歴史博物館研究紀要』、1998年)
- 杉本史子『領域支配の展開と近世』(山川出版社、1999年)
- 本村希代「近世後期における琵琶湖の新田開発—大久保新田を事例に—」(『経済学論叢』53 (4)、2002年)
- 東幸代「近世の琵琶湖岸村落と幕藩領主—高島郡針江村の水辺の土地支配—」(水野章二編『琵琶湖と人の環境史』、岩田書院、2011年)
- 『東近江市 能登川の歴史 第4巻』(東近江市、2012年)

<参考資料>

期待される琵琶湖

● 寛政十二年(一八〇〇) 老中達

：諸国川筋之儀、連々押し埋まり、水行悪しく相成り候間、自今以後諸国共御料・私領に限らず、川通りの附寄洲を新開に取立候儀は申すに及ばず、葭・真菰等植出し候儀、堅く仕るまじく、……

↓ 霞ヶ浦なども開発禁止

<参考資料>

湖岸の見取場＝個別領主支配

- 「御高外の新田・新畑・御見取場、並びに葭場・寄洲・物干場など御改め御吟味とのことですが、なにぶんにも古来から御地頭所へ御見取御年貢などを納め置いているので、それをお引き上げになるのはおやめいただきたい」

-天明5年(1785)浅井郡湖辺村々・高嶋郡五十川[]より差出
(近江八幡・苗村家文書)

<参考資料>

高外地としての湖岸

- 個別領主の領地拝領 江戸幕府(将軍)
 - 高外地の存在:主として山・野・河・海
- ↓
- 個別領主(大名等) 開発の余地あり
「○国○郡○村○石」
- ↓
- 年貢徴収 近江国では??
- ↓
- 検地:田・畑・屋敷一筆一筆を
合算 検地→高入→村高を
?? 開発の権利は誰にあるのか??

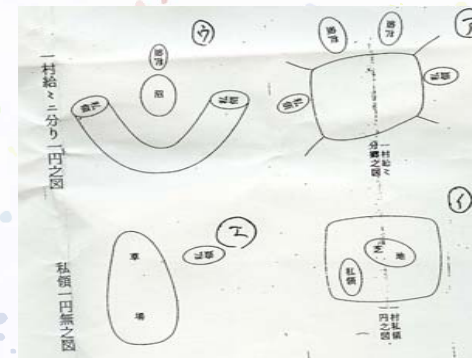
空間支配の三重構造-陸・海・空

- 彦根藩の意識
 - ①北浜村(北舟木村)の(漁獵)の由緒は海山のこと
 - ②田畑はその領主地頭のもの
 - ③御鷹場は彦根藩が近江・山城両国を拝領したので、鳥獵は一円彦根藩が指揮 (北船木207)
- 堅田漁師の意識
「湖水一円、水中は御公儀御直支配場」 (堅田漁業史料)

<参考資料>

<参考資料>

1722年以降の幕府開発方針



出洲・寄洲等「地先」
「一円」か否か